I-3 産地の維持・拡大に必要な生産基盤、 加工・流通・販売対策の強化

産地の維持・拡大に必要な環境づくりとして、生産基盤の整備や農地の利用調整等により担い手の経営規模拡大を図るとともに、食品事業者との連携や農林産物の輸出拡大など加工・流通・販売対策を強化します。

KPI		現状	令和7年度	現状年度
	担い手の農地利用集積面積	19, 448ha	21,600ha	H30
	農産物・木材の輸出額	771百万円	1,265百万円	H30



基盤整備された農地における営農

◆大規模化・省力化を支える生産基盤整備、 農地集積及び森林施業集約化の加速化

現状と 課題

- ●農業就業人口の減少と高齢化が進展する中で、産地を維持拡大していくためには、生産基盤の整備を加速させ、担い手への農地集積・集約化により経営規模拡大と生産性向上を図ること、さらに高収益作物の導入により農業所得の向上を図る必要があります。
- ●このため、集落の話し合いにより、産地や集落の将来像を示す「人・農地・産地プラン」を策定し、その実現に向け、農地中間管理機構を活用した農地の流動・集約化、利用可能な荒廃農地の再生、水田の汎用化・畑地化等を推進することが重要です。
- ●林業では、輸入材や県外産地材との価格競争の中、より良い品質で安定的な木材の供給が望まれています。生産基盤となる路網整備と高性能林業機械の活用によるコスト縮減を更に推進していく必要があります。

施策の展開方向

- 1 「人・農地・産地プラン」の実現に向け、担い手への農地集積・集約化とともに、農地の基盤整備、水田 の汎用化・畑地化等を図ります。
- 2 農地中間管理事業を活用した農地の効率的利用を進めるため、基盤整備事業との連携、各種組織への働きかけ、後継者不在の農地の継承等を進めます。
- 3 農業委員*¹や農地利用最適化推進委員*²の農地状況の把握や集落の共同活動等により、荒廃農地の発生 防止を図るとともに、利用可能な荒廃農地の再生利用を進めます。
- 4 生産性向上や担い手の経営規模拡大、高収益作物の導入拡大等に向け、水田の基盤整備を推進します。
- 5 生産性・収益性の向上に向け、畑地・樹園地の基盤整備及びかんがい施設整備を推進します。
- 6 森林経営計画や林業版産地計画に基づき林業施業の集約化を図るとともに、生産性向上に資する計画的 な路網整備や高性能林業機械の導入を推進します。

VDI.	
NEI	

	現状	令和7年度	現状年度
荒廃農地解消面積	2, 075ha	1, 900ha	H27~R元 累計
水田の整備済面積	12, 433ha (58. 0%)	12,559ha (59.3%)	R元 ※()は整備率
畑地の整備済面積	5, 093ha (26. 7%)	5, 665ha (29. 7%)	R元 ※()は整備率
人工林内路網密度	77m∕ha	100m/ha	H29

具体的振興方策

1 「人・農地・産地プラン」の策定と着実な推進

- ●集落の話し合いを通じて、人・農地プランを作付計画に関連させた「人・農地・産地プラン」の策定を進めます。
- ●その実現に向けて、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化、農地の基盤整備や水田の汎用化・畑地化、集落営農の組織化・法人化などを推進するとともに、園芸施設団地等のゾーニングにより水田フル活用を実践します。
- ●「人・農地・産地プラン」の実践に当たっては、中心経営体に対して各種支援策を進めるとともに、産地計画 等の各種振興計画と連携して推進します。

^{※1} 農業委員 市町村長が議会の同意を得て任命する農業委員会の委員。農地の権利移動の許可等に関して、委員会に出席し審議を行い、最終的に合議体として意思決定を行う。農地利用最適化推進委員と連携して現場活動を行う。

^{※2} 農地利用最適化推進委員 農業委員会が委嘱する委員で、担当地区における農地等の利用の最適化の推進に向けた現場活動を行う。

②農地の効率的利用に向けた農地中間管理事業の推進

- ●農地中間管理機構を活用して、農地の集積・集約化を行う際には、農地の基盤整備事業と連携し、区画拡大等により、農業経営の効率化を図ります。
- ●農地中間管理事業の更なる活用に向け、土地改良区、集落営農組織、中山間地域等直接支払の集落協定、多面 的機能支払の活動組織、産地部会等に対する働きかけを強化します。
- ●担い手が不足する地域においては、農地中間管理機構等の活用を促し、離農者や後継者不在農家の農地や施設等について、受入団体等登録制度などを活用し、新規就農者や法人等に円滑に継承する取組を進めます。

③ 荒廃農地の発生防止と再生の取組強化

- ●農業委員や農地利用最適化推進委員による農地状況の把握や最適化に向けた活動を推進し、農地中間管理事業 や多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払交付金を活用した地域・集落の共同活動等により、荒廃農地 の発生防止の取組を強化します。
- ●再生可能な荒廃農地について、農地中間管理機構等を活用して担い手に集積を図るとともに、簡易な基盤整備事業の活用等により荒廃農地の再生利用の取組を強化します。
- ●また、所有者不明農地についても市町や農業委員会と連携し、農地関係法の改正による新たな制度を利用し、 担い手に対する農地集積・集約化を図ります。

4水田の基盤整備の推進

- ●中山間地域や離島の多い本県の地理的特性を踏まえつつ、 大型機械やスマート農業の導入等により生産性の向上や担い手の経営規模拡大を図るために必要となる水田の基盤整備を推進するとともに、過去に整備された地域の再整備を推進します。
- ●収益性の高い安定した農業経営を目指し、裏作・転作の取 組拡大や高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進 するため、排水施設や客土・暗渠排水等の整備等による水 田の汎用化・畑地化を推進します。



基盤整備された農地における稲刈り「雲仙市山田地区」

●農地中間管理機構と連携し、地域の実情に応じた条件整備を実施することにより、担い手への農地の集積・集 約化を加速化します。

5畑地の基盤整備及びかんがい施設整備の推進

- ●大型機械の導入等による生産性の向上や担い手の経営規模 拡大を図るために必要となる畑地の基盤整備を推進します。 中山間地域等の地形条件が厳しい地域においては、緩傾斜 区画、等高線区画*'など、条件に応じた弾力的な整備を推 進します。
- ●農作物の生産性や品質の向上、高収益作物の導入など、収益性の高い農業経営の確立に向けて、かんがい施設の整備を推進します。
- ●樹園地においても、農地中間管理機構と連携し、園地の流動化を図るとともに、基盤整備と併せてかんがい施設の整備を推進します。



しょうがへのかん水「島原市三会原地区」

⑥林業施業の集約化による計画的な路網整備、高性能林業機械の活用促進

- ●小規模分散した個人有林の集約化を図るための森林経営計画、計画的な事業量や生産性の向上を図るための林業版産地計画に基づき、間伐材の搬出・運搬ロットの拡大を図り、採算性を高めます。
- ●幹線となる林業専用道等について、森林所有者及び林業事業体の意向を踏まえた路線計画を策定し、低コストで丈夫な道づくりを推進します。
- ●林業専用道等の支線となる森林作業道について、効率的な 路網となるよう配置し、繰り返し使える道づくりを進めます。



高性能林業機械による作業

●高性能林業機械の導入については、計画的な事業量を確保し、稼働率を高めるとともに、リース事業の活用も 進め、地域に合った作業システムを確立し、効率的な施業を推進します。

^{※1} 等高線区画 地形が複雑で等高線が湾曲している傾斜地における農地の基盤整備では、切盛土量が莫大となるため、等高線に沿って切盛土量を抑える ほ場形状とする農地整備の手法。



実りのフェスティバル(東京都)

2本県農林産物の需要開拓に向けた国内外の販売対策の強化

現状と 課題

【国内の需要開拓】

- ●長崎県農産物は、首都圏、関西、中国地区の卸売会社と連携し、地域中核量販店**における「長崎フェア」の開催等により理解が深まり、地域中核量販店における園芸品目の取扱量は120%(R元/H26)と増加してきました。引き続き、連携を強化し、本県農産物の販売シェアの拡大を図るため、販売対策に取り組むとともに、流通コストが増加傾向の中、近距離での新たな販路拡大が必要となっています。
- ●長崎和牛は、キャンペーンやテレビ CM、バイヤー向けの産地説明会等により、安定的な取引につながっているものの、県外での認知度はまだ35.9% (R元)と低いことから、更なる認知度向上に向けた販売促進活動が必要です。
- 県内における県産農産物の認識はまだ十分でなく、県民だけでなく県外、海外からの観光客等にも向けて県産農産物を PR していく必要があります。また、県内の生鮮食料品の安定的な供給を図る必要があります。
- ●木材は、協定販売が増加しており(H22年:4.9千㎡→H30年:48.3千㎡)、今後も、より有利な協定販売を推進していくとともに、川上から川下までの事業者間で需給情報を共有する必要があります。
- 県産木材の生産量が増加していく中、木材の需要を喚起するため、これまでの住宅建築や公共 建築物等における県産木材の利用促進に加え、民間の事務所や店舗などの非住宅分野において も木造化・木質化の取組を推進する必要があります。

【輸出拡大】

●農産物の輸出は、商談会や海外バイヤー等との連携により拡大が進み、平成30年度の輸出額は 428百万円(H28年比で299%)となっています。国内需要は少子高齢化、人口減少に伴い縮小 傾向にある中で、TPP等グローバル化の進展、東アジアなど新興国の経済発展に対応して輸 出の取組を推進することが重要です。

●韓国・中国への木材輸出は、平成26年をピークに一度落ち込みましたが、回復基調にあります (H26年:20.8千㎡→H30年:20.1千㎡)。輸出額を拡大していくためには、相手国の需要を 的確に把握し、丸太での輸出に加え、付加価値の高い製材品の輸出を進める必要があります。

施策の展開方向

- 1 国内の需要開拓に向けて、県産農産物については、地域中核量販店との関係強化とともに、実需者・市場ニーズの産地へのフィードバック、品質保証の取組等により、新たな販路の拡大・ブランド化を進めます。
- **2** 県産木材については、規格・品質に応じた有利販売等の体制整備とともに、公共建築物をはじめとする 非住宅等建築物における県産木材の利用を促進します。
- 3 輸出拡大に向けて、県産農産物については、新たな取引先の開拓や輸出する事業者の増加に取り組むと ともに、輸出規制に対応し、海外の消費者やバイヤーに選ばれる産地づくりを推進します。
- 4 県産木材については、国内マーケットの縮小が懸念される中、用途の拡大や新しいマーケットを開拓し 販路を広げ、安定的な輸出を推進します。

KPI		現状	令和7年度	現状年度
	地域中核量販店における県産園芸品目の取扱量 の増加 (関西、九州)	100%	110%	R元



具体的振興方策

1 県内外で選ばれる産地づくりと県産農産物のブランド力の向上

- ●県、農業団体、主要消費地の地域中核量販店等が一体となった県産農産物の PR 等の販売対策を継続し、特に九州地域内での販売強化に向けて新たな地域量販店との連携構築に取り組みます。また、実需者や市場ニーズの産地へのフィードバックや品質保証の取組、県のオリジナル品種の活用等により、産地ブランド力の向上を図ります。
- ●長崎和牛銘柄推進協議会*'の販売促進活動により、「長崎和牛」の販路拡大、ブランド化に取り組みます。
- ●外食産業、観光業、量販店や市場の卸等の関係機関とも連携し、県産農畜産物の露出を高めることで、県内消費者の愛着を深め、消費拡大を図ります。また、新幹線の開業や特定複合観光施設(IR)*2の誘致に伴い、新たに来県する観光客等へ県産農畜産物のPRを図ります。
- ●県民に生鮮食料品等を安定的に供給するため、市場施設の 機能高度化を図ります。



市場でのびわの PR



県内イベントでの長崎和牛の PR

②木材の規格・品質に応じた有利販売と非住宅等建築物の木造・木質化の推進

- ●木材サプライチェーンマネジメント**3 (SCM) 支援システムを活用し、事業者マッチングの促進と需給情報等の共有による木材流通全体の最適化(需要予測の精度向上、生産・輸送にかかる時間の削減、在庫の最適化)を図ります。
- ●県内外の製材工場等との協定販売を拡大し、価格の安定化を図るとともに有利販売を推進します。また、バイオマス発電用の燃料、製紙用チップとしての利用などのバイオマス等の活用を進め、県産木材の流通拡大を図ります。
- ●これまで木材が利用されてこなかった非住宅等建築物につ 校舎の内装木質化(長崎県立ろう学校) いて、木造・木質化に関する補助事業の情報提供や設計に関するアドバイス等を行います。 また、県産木材の良さを広く PR するため、教育施設や広く県民に利用される民間施設の県産木材による内装木質化を支援します。
- ●国連が掲げる SDGs を原動力に、ESG 投資**を呼び込んで中高層ビルの木造化を推進するため、木造化等の 取組を機関投資家等に見える化します。



③農産物の輸出拡大に向けた取組の強化と新規輸出国・品目の開拓

- ●産地と輸出業者、海外小売業者と連携した「長崎フェア」の開催、海外での商談会出展や料理講習会の開催、バイヤー招へい等により、長崎和牛等の継続的な輸出及び取引拡大を推進します。
- ●水産物等他品目や九州の他県等とも連携し、ジャパンブランドとして海外でのフェアに参加し、県産農産物の PR を行います。
- ●長崎県農産物輸出協議会*5を中心とした県内生産者、企業の輸出意欲の醸成とともに、輸出先国の規制に対応し、海外の消費者やバイヤーに選ばれる産地づくり、輸出向け施設整備の推進等、相手国のニーズに対応した産地体制の整備に取り組みます。
- ●JETRO**等と連携し、輸出先国・地域の市場規模や、食の志向等を踏まえた輸出可能性を分析し、新たな取引先の開拓、品目の拡大に取り組みます。



タイでの長崎フェア



アメリカでの九州フェア

④木材の輸出拡大に向けたロットの拡大と新規輸出国・品目の開拓

- ●現在、県産木材を輸出している中国、韓国に加え、新たな輸出国を開拓し、商社や相手国製材工場に対して、 計画的、安定的な輸出を行うことで、輸出量拡大、価格の安定を図ります。また、本県だけでは短期間で需要 に応えるロットの確保が困難であるため、九州北部3県等との連携による安定的な輸出体制を構築します。
- ●効率的な製材により製材コストを抑え、相手国の需要に応じた付加価値の高い製材品、加工製品の輸出を促進します。

^{※1} **長崎和牛銘柄推進協議会** 長崎和牛の生産者、JA 団体、食肉流通団体、県等で構成された組織。「長崎和牛」の PR 活動や販路拡大対策、長崎和牛指 定店の認定等に取り組んでいる。

^{※2} **特定複合観光施設 (IR)** 国際会議場や展示施設、ホテル、エンターテイメント施設等にカジノを含んだ複合的な観光施設。(IR:Integrated Resort)

^{※3} 木材サプライチェーンマネジメント 原木の段階から製材品が消費者の手に届くまでの一連のプロセスにおいて、関係する事業者間で情報を共有・連携し、サプライチェーン全体で物(木材)やお金の流れの最適化を図る経営管理手法。

^{※ 4} ESG 投資 従来の財務情報だけでなく、環境 (Environment)、社会 (Society)、企業統治 (Governance) を考慮して行う投資。

^{※5} 長崎県農産物輸出協議会 生産者団体、関係事業者、市町、県等で構成された組織で、長崎県産農産物、農産加工品の輸出拡大に向け、セミナー開催や海外での長崎フェアの開催等を実施。

^{※6} JETRO 独立行政法人日本貿易振興機構。日本の貿易の振興に関する事業、開発途上国・地域に関する研究を幅広く実施。



長崎四季畑令和2年度認証商品

❸農商工連携等による農産物の加工と付加価値向上の推進

現状と 課題

【農産物の加工】

- ●本県の農産物には、いちご、みかん等、全国的に知名度の高い品目がある一方で、それを使った農産加工品が少ないことから、農業者等の所得向上に向け、付加価値の高い加工食品につなげる取組が重要です。
- ●長崎四季畑認証商品数は令和元年度時点で114商品、販売額は746百万円と増加していますが、 県内認知度は35%程度とまだ低く、販売額が伸び悩む商品もあることから、さらなる商品力向 上や販路拡大等の取組強化が必要です。
- ●実需者ニーズに対応できている加工業務用産地が少なく、本県の土地、気候等の条件に応じた 産地づくりが求められています。

【付加価値向上】

- ●消費者の安全・安心志向の高まりから、本県における有機栽培*'や特別栽培*'の取組面積は、 令和元年度に1,793ha(有機栽培179ha、特別栽培1,614ha)に拡大(H26:1,609ha)し、GAP 認証*²取得が24件(H26:3件)に増加しました。
- ●閉鎖系水域が多く、水源を地下水に頼っている地域が多い本県では、水資源の保全のため、農業生産現場での化学肥料や化学農薬の使用の低減が求められており、有機栽培や特別栽培等環境保全型農業の取組を拡大する必要があります。

また、農業生産活動において、食品安全や労働安全等に係るリスク低減により産地の信頼性を 向上するため、GAPの導入を拡大する必要があります。

施策の展開方向

- 農業者の所得向上につながる農産加工の取組を拡大するため、食品事業者等との連携により、食品開発 支援センター等を活用した商品開発や加工・業務用農産物の産地育成等に取り組みます。
- 2 消費者が求める安全・安心な農産物生産とともに、生物多様性保全や地球温暖化防止に貢献する環境保全型農業の取組を拡大します。

●KPI		現状	令和7年度	現状年度
	長崎四季畑認証商品販売額	687百万円	1,034百万円	H30
	有機・特別栽培の実面積	1, 793ha	2, 100ha	R元

具体的振興方策

①農商工連携*3等による農産物加工及び原料農産物の供給拡大

- ●農業者の所得向上につながる農産物の加工の取組を拡大するため、農業者と食品事業者や販売事業者等のマッチングにより、それぞれのノウハウを活かした商品開発等、農商工連携の取組を促進します。
- ●実需者と連携し、外食・中食等向けの農産物を供給する加工・業務用産地づくりを推進し、安定的な取引を拡大します。併せて、加工工場など関連産業の誘致も推進します。
- ●新たに設置する食品開発支援センター等を活用し、県内食品製造業者と連携を図りながら、消費者に選ばれる農産加工品の開発と商品力向上を促進します。



マッチング商談会

●県産農産物を活用した「長崎四季畑」認証商品について、県内外販売店舗等でのフェア等の実施やメディアを活用した広告宣伝により、認証商品の認知度向上と販売額増加につなげます。



^{※1} 有機栽培、特別栽培 有機栽培(有機農業)は、化学肥料及び化学合成農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。特別栽培は、生産された地域の慣行レベル(各地域の慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況)に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、かつ化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培を行うこと。

^{※2} GAP 認証 取引先や消費者が直接確認できない農産物の生産工程における、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性の取組を、第三者が審査して証明すること。「GLOBALG.A.P.」「J-GAP」等がある。(GAP: Good Agricultural Practice)

^{※3} 農商工連携 農林水産業者と商工業者がお互いの技術やノウハウを持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。

②有機栽培・特別栽培等環境保全型農業の取組及び GAP の導入の推進

- ●環境保全型農業直接支払交付金**の活用や、環境への配慮と SDGs への貢献を消費者に情報発信すること等により、化学農薬や化学肥料の使用を低減し、生物多様性保全や地球温暖化防止に効果のある有機栽培や特別栽培の取組面積を拡大します。
- ●閉鎖系水域や地下水の水質保全のため、カバークロップ栽培*²等による土壌流亡防止対策や肥効調整型肥料*³ 等の窒素負荷低減技術の導入を推進するとともに、農薬使用基準の遵守による農薬の適正使用を徹底します。 「長崎県食品の安全・安心条例*⁴」に基づき、食に携わる関係機関等が連携し、安全で安心な農産物の生産・流通の確保のための取組を推進します。
- ●食品安全や労働安全等に係るリスクを低減する GAP の導入を推進し、消費者や実需者からの信頼を高める産地や経営体を育成します。

^{※1} 環境保全型農業直接支払交付金 農業者等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農の取組に対し支援する制度。

^{※2} カバークロップ栽培 主作物を栽培していない時期に、イネ科牧草やマメ科作物等の緑肥を栽培すること。緑肥で地表面を覆うことによる土壌流亡の防止や緑肥の土壌中へのすき込みによる有機物の供給などの効果がある。

^{※3} 肥効調整型肥料 肥料成分の溶出を様々な方法で調節した化学肥料で、緩効性窒素肥料、被覆肥料、硝化抑制剤入り肥料の3種類がある。

^{※4} 長崎県食品の安全・安心条例 食の安全・安心の確保に関する基本理念や、行政、食品関連事業者、消費者各々の責務と役割などを定めた長崎県の条例